

令和5年度 三朝町保育料基準額表

三朝町における階層の定義		徴収金基準額 (月額)				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		保育を必要としない子ども (幼稚園等)	保育を必要とする 3歳以上の子ども (こども園、保育園)		保育を必要とする 3歳未満の子ども (こども園、保育園)	
階層		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による 被保護世帯(単給世帯を含む) 町民税非課税世帯	0	0	0	0	0
2	町民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	5,000	4,000
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0
3	48,600円未満	0	0	0	12,000	9,500
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	5,500	4,250
4	48,600円以上 72,800円未満	0	0	0	19,000	15,000
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	9,000	7,500
5	72,800円以上 77,101円未満	0	0	0	20,000	16,000
	(ひとり親世帯等)	0	0	0	9,000	8,000
6	1階層を除き、 当該年度分(4月 から8月分にあ っては、前年度 分)の町民税課 税世帯であっ て、その所得割 額の区分が次の 区分に該当する 世帯	0	0	0	20,000	16,000
7	77,101円以上 97,000円未満	0	0	0	27,000	21,500
8	97,000円以上 133,000円未満	0	0	0	28,000	22,500
9	133,000円以上 169,000円未満	0	0	0	30,000	24,000
10	169,000円以上 301,000円未満	0	0	0	32,000	25,500
	301,000円以上	0	0	0	32,000	25,500